

亀山市告示第68号

亀山市未熟児養育医療給付実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市未熟児養育医療給付実施要綱の一部を改正する告示

亀山市未熟児養育医療給付実施要綱（平成25年亀山市告示第59号）の一部を次のように改正する。

別表備考の1中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表備考の2第2号中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項、第6項及び第24項」に、「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。